

令和 6 年度報酬改定について 対象サービス 居宅介護支援

目次

- 1 参考資料について
- 2 留意点について
- 1 参考資料について

資料は厚生労働省の次のページに掲載されています。

「令和 6 年度介護報酬改定について」厚生労働省まとめページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

<改定事項概要一覧>

必ずご確認ください。

資料名	内容
<主な事項の概要> ○令和 6 年度介護報酬改定の主な事項 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230330.pdf	改定の主な事項をまとめているもの。 (スライド資料)
<改定事項概要一覧> ○令和 6 年度介護報酬改定における改定事項について https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230329.pdf ⇒改定事項について、共通部分、対象サービスに関する部分を次に抜粋しています。	それぞれの改定事項の概要を掲載しているもの。 (スライド資料)

共通部分について（別添）

ページ	内容
p.189	目次
p.118	① 3(2)⑦人員配置基準における両立支援への配慮★
p.120	② 3(3)①管理者の責務及び兼務範囲の明確化等★
p.121	③ 3(3)②いわゆるローカルルールについて★
p.150	④ 5①「書面掲示」規制の見直し★

対象サービス部分について（別添）

ページ	内容
p.211-212	目次
p.177	○ 居宅介護支援 基本報酬
p.4-5	① 1(1)①居宅介護支援における特定事業所加算の見直し
p.6-7	② 1(1)②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い（予防のみ）
p.8	③ 1(1)③他のサービス事業所との連携によるモニタリング★
p.25	④ 1(3)⑩入院時情報連携加算の見直し
p.26	⑤ 1(3)⑪通院時情報連携加算の見直し
p.43	⑥ 1(4)⑥ターミナルケアマネジメント加算等の見直し
p.49	⑦ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
p.50-51	⑧ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
p.52-53	⑨ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
p.79	⑩ 2(1)⑫ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化
p.110	⑪ 3(2)①テレワークの取扱い★

p.131	⑫ 3(3)⑭公正中立性の確保のための取組の見直し
p.132	⑬ 3(3)⑮介護支援専門員1人当たりの取扱件数（報酬）
p.133	⑭ 3(3)⑯介護支援専門員1人当たりの取扱件数（基準）
p.141	⑮ 4(1)⑧同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント
p.151	⑯ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
p.152	⑰ 5③特別地域加算の対象地域の見直し★

<基準省令、告示、通知等に関する資料>

資料名	内容	
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省省令第16号） https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227813.pdf	基準省令です。 運営面の改定について規定されています。	
居宅介護支援	p.53-60	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）
介護予防支援	p.143-150	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）
資料名	内容	
○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第86号） https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227814.pdf	報酬告示です。 介護報酬の改定について規定されています。	
居宅介護支援	p.130-136	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）
介護予防支援	p.433-436	指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）
関係基準	p.607-629	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成二十七年厚生労働省告示第九十四号）
関係基準	p.630-799	厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号）
関係施設基準	p.800-855	厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十六号）

資料名			内容
<留意事項通知> ○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227887.pdf			介護報酬の 留意事項通知です。(居宅介護支援)
居宅介護支援	p.69-81	第3居宅介護支援費に関する事項	

資料名			内容
<留意事項通知> ○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227907.pdf			介護報酬の 留意事項通知です。(介護予防支援)
介護予防支援	p.54-55	11 介護予防支援	

資料名			内容
<解釈通知> ○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227941.pdf			運営基準の解釈通知です。(居宅介護支援)

資料名			内容
<解釈通知> ○指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227942.pdf			運営基準の解釈通知です。(介護予防支援)

<その他>

次の資料も公開されています。

○介護予防支援業務に係る関係様式例の提示について

- ・(様式例1) 利用者基本情報
- ・(様式例2) 介護予防サービス・支援計画書
- ・(様式例3・4) 介護予防支援経過記録、介護予防支援・サービス評価表

○居宅介護支援等に係る書類・事務手続きや業務負担等の取扱いについて

(別添) 居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱い

<Q&A> (別添)

関係部分については必ずご確認ください。

資料名	内容
○令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (令和6年3月15日) https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf	居宅介護支援に関する部分
問 98 から問 105 p. 62-65	選択制の対象福祉用具の取扱い等
問 106 から問 111 p.66-67	テレビ電話を活用したモニタリング
問 112 から問 113 p.67-68	福祉用具の位置づけについて
問 114 から問 120 p.69-74	居宅介護支援に関するもの
問 121 から問 123 p.74-75	介護予防支援等に関するもの
問 164 から問 170 p.99-103	業務継続計画未策定減算 虐待防止委員会及び研修
問 181 から問 184 p.110-112	介護報酬改定期、ローカルルール、 管理者に求められる具体的な役割

2 2 留意点について（一部抜粋）

・経過措置が終了する事項について

（1）「業務継続計画」の策定等について

令和6年4月1日から義務

【業務継続計画】

感染症や災害が発生した場合に、利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう、継続的なサービス実施と、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

【必要な措置】

- ・業務継続計画の策定、従業者への計画の周知
- ・研修及び訓練（シミュレーション）の実施 年1回以上
- ・業務継続計画の見直し、必要に応じて適宜変更すること。

※「1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入」も併せて確認。

（2）衛生管理等「感染症対策」について

令和6年4月1日から義務

【必要な措置】

- ・感染対策委員会※の設置、実施
※感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
※定期的（おおむね6月に1回以上）感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ隨時開催する。
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の策定
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練
※研修及び訓練は、定期的に実施 年1回以上

(3) 認知症介護基礎研修の受講

令和6年4月1日から義務

【必要な措置】

- ・医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- ・新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に対しては、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させる。

※義務付けの対象とならない者は、

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、
介護職員初任者研修等の修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、
管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

(4) 「虐待の防止」について

令和6年4月1日から義務

【必要な措置】

- ・虐待防止検討委員会の設置、定期的な実施
※開催結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、
従業者に周知徹底を図る。
- ・虐待の防止のための指針の策定
- ・虐待の防止のための従業者に対する研修 年1回以上
- ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※「1(6)①高齢者虐待防止の推進」も併せて確認。

※運営規程、重要事項説明書にも「虐待の防止に関する措置」を記載する。

・管理者の兼務、職務について

- ・管理者の兼務、責務について次のとおり記載されました。（留意事項通知）

【同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合】

当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

※ この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、**例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定地域密着型通所介護事業所に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）**

- ・管理者の責務

介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に基準の第2章の2第4節の規定を遵守させるため 必要な指揮命令を行うこととしたものである。

- ・ 1(1)②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い（予防のみ）

※ 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者に関する部分一部抜粋

(告示) (従業者の員数)

事業所ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

(告示) (管理者)

主任介護支援専門員でなければならない。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を管理者とすることができます。

※ 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

二 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（留意事項通知）（従業者の員数）

指定介護予防支援事業所に介護支援専門員を、事業が円滑に実施できるよう、必要数を配置しなければならない。なお、当該介護支援専門員は、当該居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を併せて受け、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、居宅介護支援事業所の介護支援専門員と兼務して差し支えない。

（留意事項通知）（管理者）

以下のような、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。

※ やむを得ない理由の取扱いは居宅介護支援に同じ。

（告示）（単位数）

（1）介護予防支援費（I）442 単位

（2）介護予防支援費（II）472 単位

3 （新設）高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 （新設）業務継続計画未策定減算

所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 （新設）特別地域介護予防支援加算

100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 （新設）中山間地域等における小規模事業所加算

100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7 （新設）中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

・③ 1(1)③他のサービス事業所との連携によるモニタリング★

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）（告示）

第13条第1項（14）（モニタリング）（改定）

イ 少なくとも一月に一回、利用者に面接すること。

ロ（新設）

イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも二月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

- (1) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - (i) 利用者の心身の状況が安定していること。
 - (ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - (iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

(8)指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針（解釈通知）

⑯モニタリングの実施（第14号）（改定点等抜粋）

テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合

- ・利用者の状況に変化が認められた場合等においては、居宅を訪問することによる面接に切り替えることが適當。
- ・次を遵守すること。
 - ・個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」
 - ・厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等

イ文書による利用者の同意について

- ・利用者に対し、テレビ電話装置等による面接のメリット及びデメリットを含め、具体的な実施方法（居宅への訪問は2月に1回であること等）を懇切丁寧に説明することが重要である。

※利用者の認知機能が低下している場合など、同意を得ることが困難と考えられる場合は、以下のロの要件の観点からも対象者として想定されない。

ロ利用者の心身の状況が安定していることの確認

- ・主治の医師等による医学的な観点からの意見や、以下に例示する事項等も踏まえて、サービス担当者会議等において総合的に判断することが必要。
 - ・介護者の状況の変化が無いこと。
 - ・住環境に変化が無いこと（住宅改修による手すり設置やトイレの改修等を含む）
 - ・サービス（保険外サービスも含む）の利用状況に変更が無いこと

ハ利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができることの確認について

- ・利用者の居宅において対面で面接を行う場合と同程度の応対ができる必要がある。

※テレビ電話装置等の操作については、必ずしも利用者自身で行う必要はなく、家族等の介助者が操作を行うことは差し支えない。

ニ介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けることについて

- ・サービス事業所の担当者の同意を得る。
- ・サービス事業所の担当者の過度な負担とならないよう、情報収集を依頼する項目や情報量については留意が必要。
- ・サービス事業所の担当者に情報収集を依頼するに当たっては、別途通知されている「情報連携シート」を参考にすること。

ホ主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得る方法

次が想定される。

- ・サービス担当者会議
- ・利用者の通院や訪問診療への立会時における主治の医師への意見照会
- ・サービス事業所の担当者との日頃の連絡調整の際の意見照会

※いずれの場合においても、合意に至るまでの過程を記録しておくことが必要。

・ 3(3)⑭公正中立性の確保のための取組の見直し

(留意事項通知)

「6 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合」※運営基準減算要件

(改定前)

(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

- ・ 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ・ ~~利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること~~
- ・ ~~前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下(1)において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合~~

について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

↓

(改定後)

(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることについて説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

・ 3(3)⑯介護支援専門員 1人当たりの取扱件数（報酬）

(留意事項通知) 居宅介護支援費 II の要件に関する部分を一部抜粋

(2) ケアプランデータ連携システムの活用（新設）

「ケアプランデータ連携システム」の活用については、ケアプランデータ連携システムの利用申請をし、クライアントソフトをインストールしている場合に当該要件を満たしていることとなり、当該システムによる他の居宅サービス事業者とのデータ連携の実績は問わない。

(3) 事務職員の配置（改定）

(改定前) ~~常勤換算で介護支援専門員1人あたり、1月24時間以上の勤務を必要とする。~~

↓

(改定後) 勤務時間数については特段の定めを設けていないが、当該事業所における業務の実情 を踏まえ、適切な数の人員を配置する必要がある。

・ 4(1)⑧同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

(留意事項通知)

指定居宅介護支援事業所と「同一敷地内建物等」に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対する取扱い（新設）

(1) 同一敷地内建物等の定義

「同一敷地内建物等」

次の建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指す。

- ・事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物
- ・同一敷地内
- ・隣接する敷地（事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）

<具体例>

- 一般的な建築物の例 …建物の1階部分に指定居宅介護支援事業所がある場合
 当該建物と渡り廊下でつながっている場合
- 同一の敷地内の建物の例 …同一敷地内にある別棟の建築物
- 隣接する敷地内の建物の例…幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合など

(2) 同一の建物に 20 人以上居住する建物 ((1)に該当するものを除く。) の定義

① 「事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物」

- 当該建築物に当該事業所の利用者が 20 人以上居住する場合
 ※ (1)の利用者数を合算するものではない。

② この場合の利用者数

 当該月に提出した給付管理票に係る利用者のうち、該当する建物に居住する利用者の合計

(3) 例外

効率的な居宅介護支援の提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本取扱いの適用については、位置関係のみをもって判断するがないよう留意すること。

(同一敷地内建物等に該当しないものの例)

- ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
- ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合

(4) 管理、運営法人

(1)及び(2)のいずれの場合も、当該建築物の管理、運営法人が当該事業所の事業者と異なる場合であっても該当する。

・対象福祉用具に関する取扱い

(留意事項通知)

②福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映（改定）（一部抜粋）

・「対象福祉用具」を居宅サービス計画に位置づける場合

福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しなければならない。

(必要な情報)

- ・福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できること
- ・それぞれのメリット及びデメリット 等

・対象福祉用具の提案を行う際の利用者的心身 の状況の確認

利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえることとする。

(医師の所見を取得する具体的な方法)

- ・主治医意見書による方法のほか、診療情報提供書又は医師から所見を聴取する方法が考えられる。

・利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性についての専門的意見

「対象福祉用具」の場合 については、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえること。

※「対象福祉用具」

- ・スロープ 「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。
- ・歩行器 「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。
- ・歩行補助つえ カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。